

江差町個別避難計画作成推進事業

個別避難計画作成の手引

【福祉専門職用】



江差町個別避難計画作成推進担当者会議

令和6年3月

目次

1 はじめに.....	1
(1) 「個別避難計画」とは.....	1
(2) 計画作成対象者.....	1
2 計画作成の流れ.....	3
フロー図.....	3
3 ハザードマップの見方と避難行動.....	4
(1) ハザードマップの見方.....	4
(2) 避難行動.....	7
4 計画書の記入例.....	8
5 計画作成手順.....	10
(1) 制度説明・同意確認.....	10
(2) 計画書の記入.....	11
6 Q&A.....	15
(1) 計画作成の同意・避難支援者等について.....	15
(2) 計画の作成・更新等について.....	16
(3) 避難先について.....	17
(4) 計画の保管・活用について.....	18
7 資料.....	19
(1) 「個別避難計画作成についてのお知らせ」.....	19
(2) 「江差町個別避難計画作成推進事業実施要綱」.....	21

1 はじめに

(1) 「個別避難計画」とは

災害発生時に「自力で避難することが難しい方」や「避難行動に時間を要する方」などの「避難行動要支援者」を記載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、平時から、地域の助け合い（共助）の力を高めることを目的に、町内会・自治会や民生委員・児童委員などに名簿を共有しています。

避難行動要支援者の避難実効性をさらに高めるため、名簿に記載している方一人ひとりの状況に合わせて、「いつ」、「どこに」、「誰と一緒に」、「どのように逃げるか」などの避難行動支援体制を明らかにして記載した計画が「個別避難計画」です。

江差町では、計画作成の優先度が高い方を判定し、それらの方の計画作成について、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所と連携して計画作成に取り組んでいきます。

(2) 計画作成対象者

個別避難計画作成の対象者は「避難行動要支援者名簿」に記載されている方で、計画作成の同意を得た方です。

江差町では、真に「自ら避難するのが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」から優先的に計画を作成するため、優先者順位判定の基準を設けて次のとおり計画作成を進めていきます。

① 優先順位判定基準

ア 計画作成対象者（以下「対象者」といいます）居所の災害リスクの有無による判定

- ・津波災害警戒区域内
- ・土砂災害（特別）警戒区域内
- ・河川洪水浸水想定区域内（浸水深 0.5m以上）

イ 対象者の心身の困難度による判定

優先順位	心身の困難度等
A	・要介護認定 4 以上 ・身体障害者手帳 1 級保有者 ・身体障害者手帳 2 級保有者（視覚・体幹・下肢） ・精神保健福祉手帳 1 級保有者 ・療育手帳 A 判定保有者
B	・要介護認定 3
C	・緊急通報機器設置者 ・名簿登載希望者

② 福祉専門職に依頼して優先的に計画作成する方

①の「ア」のいずれかに該当し、かつ、①の「イ」の優先度A及びBの方のうち、担当の福祉専門職がいる方（※）

③ 町と地域等で優先的に計画作成する方

①の「ア」のいずれかに該当し、かつ、①の「イ」の優先度A及びBの方のうち、担当の福祉専門職がいない方

④ その他の方

町と地域が協力し、本人とその家族等による計画作成を進めていきます

※ 基本的には要介護度や障害支援区分の高い方から作成しますが、対象者の状況等により作成が困難な場合は、作成可能な方から順次作成してください

2 計画作成の流れ

フロー図

① 事前準備

- ・（町）優先順位判定基準により計画作成優先者を選定
- ・（町）事業所ごとの計画作成優先者一覧を提供
- ・対象者の決定

② 計画作成の依頼

- ・（町）事業所に計画作成を依頼
（江差町個別避難計画作成推進事業実施要綱（以下「要綱」といいます）第8条第2項・様式第3号）
- ・（町）必要に応じてあらかじめ推奨避難先・避難経路を示した計画様式を提供
（要綱第7条・様式第2号）

③ 対象者への制度説明・作成の同意確認

- ・対象者本人と面談し、制度の説明・計画作成等に係る同意の確認
（準備するもの：「個別避難計画作成についてのお知らせ」、要綱第4条・様式第1号）
※ 必要に応じて家族等同席のうえ面談
- ・避難支援者の聞き取り
- ・対象者本人、家族等、避難支援者と計画作成の日程調整

④ 計画作成

- ・対象者本人や家族等の意向に基づき、個別避難計画の作成に必要な情報を聞き取り、計画作成（準備するもの：計画書様式、江差町防災ハザードマップ）

⑤ 計画書提出・報酬請求

- ・総務課防災生活係に作成した計画書（原本）を提出
- ・（町）計画書の確認（不備等ある場合は修正を依頼）
- ・計画作成の報酬請求（要綱第10条第2項・様式第4号）
- ・（町）報酬の支払い・計画書（写し）の提供

⑥ 計画書の共有

- ・対象者本人、家族等、避難支援者に計画書の写しを提供
- ・（町）避難支援者等関係者に計画書の写しを提供

⑦ 計画書の管理・計画の更新

- ・作成した計画書（写し）は適正に保管
- ・計画を定期的に確認し、必要に応じて更新

※計画作成に必要な各種様式は町公式ホームページからダウンロードできます

⇒ <https://www.hokkaido-esashi.jp/modules/lifeinfo/content1404.html>



3 ハザードマップの見方と避難行動

(1) ハザードマップの見方

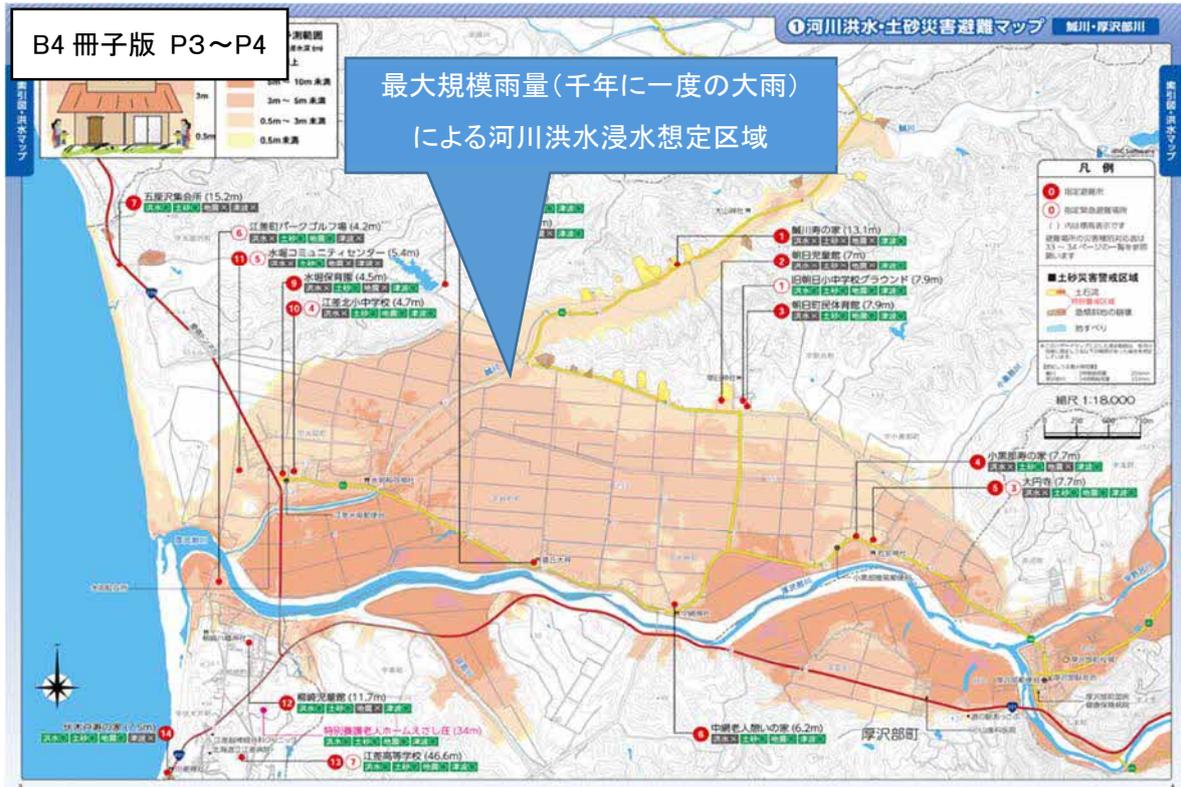
① 掲載している災害種別と町指定の避難場所

- ・ B 4 冊子版 「津波災害警戒区域」 「土砂災害（特別）警戒区域」



・ B 4 冊子版 (P 3 ~ P 6)

A 1 版 表 面 「最大規模河川洪水浸水想定区域」 (厚沢部川、鹹川、田沢川)



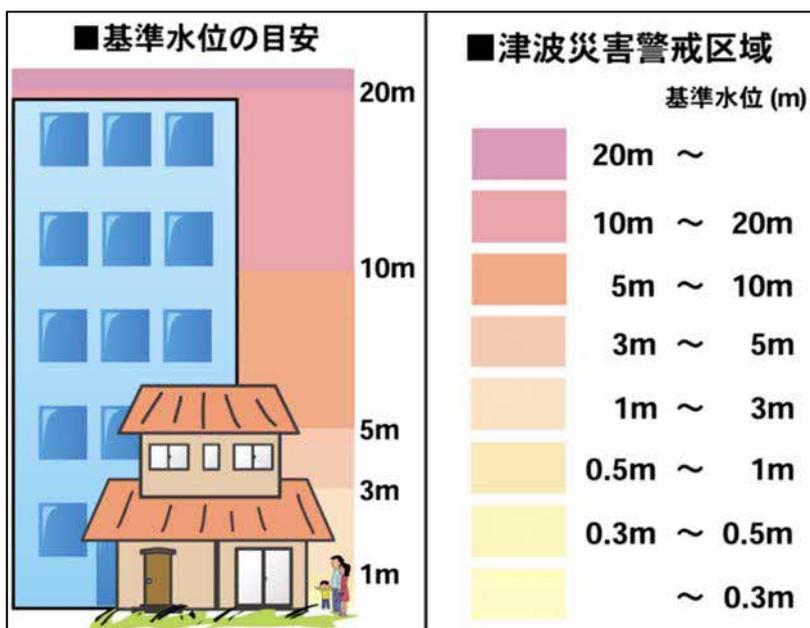
・ A 1 版 裏 面 「計画規模河川洪水浸水想定区域」 (町内普通 6 河川)



※対象者居所の河川洪水浸水深について、厚沢部川・鹹川・田沢川は最大規模、その他の河川は計画規模で調べます

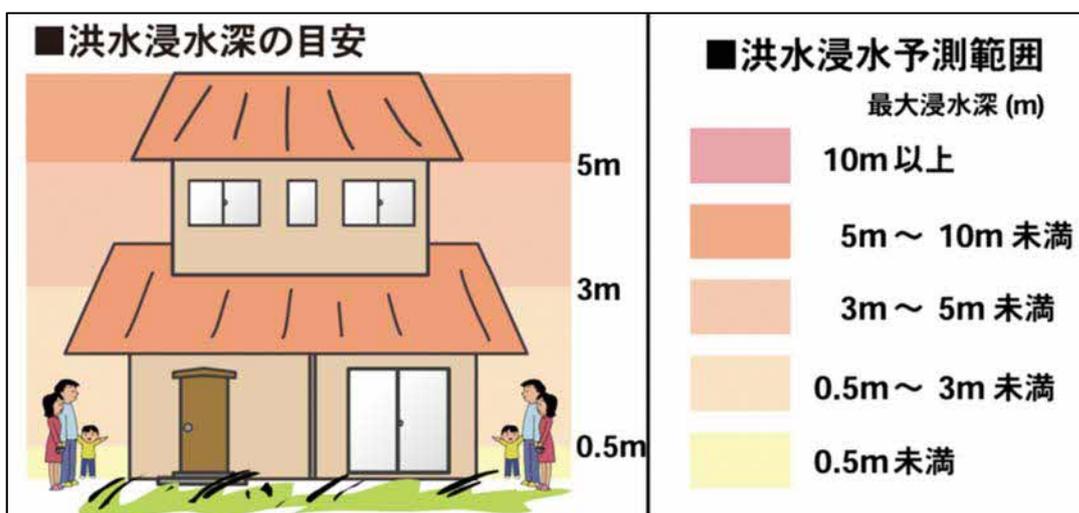
② 浸水想定(深さ)の見方

- ・津波



対象者居所の色と表の色を照合して浸水の深さを調べます

- ・河川洪水



③ 指定避難所と指定緊急避難所の対応している災害種別の見方

- ・赤塗りつぶしの丸数字は「指定避難所」で建物がある避難場所です
- ・赤枠の丸数字は「指定緊急避難場所」で、災害発生直後に避難する広場やグラウンドなどです
- ・対応する災害種別に「○」、対応できない災害種別に「×」を記載しています
- ・避難場所名称の後のカッコ内は標高を示しています

例) 江差町役場は標高 3.5m で、洪水、土砂災害、地震発生時の避難先になりますが、津波発生時には避難できません (最高津波浸水水位 5m)



(2) 避難行動

① 居所の災害種別と避難方法

災害種別	避難行動	避難先
津波	立ち退き避難（※1）	1次避難：高台（津波対応指定緊急避難場所） 2次避難：津波対応指定避難所
土砂災害	立ち退き避難	土砂災害対応指定避難所
洪水	原則立ち退き避難	洪水対応指定避難所
	屋内安全確保・垂直避難（※2）	居所の2階以上

※1 個別避難計画において、津波発生時に避難を支援するのは、避難する時間に比較的余裕のある遠地地震による津波発生の場合です
震源地が近いなど、すぐに津波が到達するおそれがある場合、避難支援者は自らの安全確保を優先します

※2 洪水時の屋内安全確保・垂直避難の条件

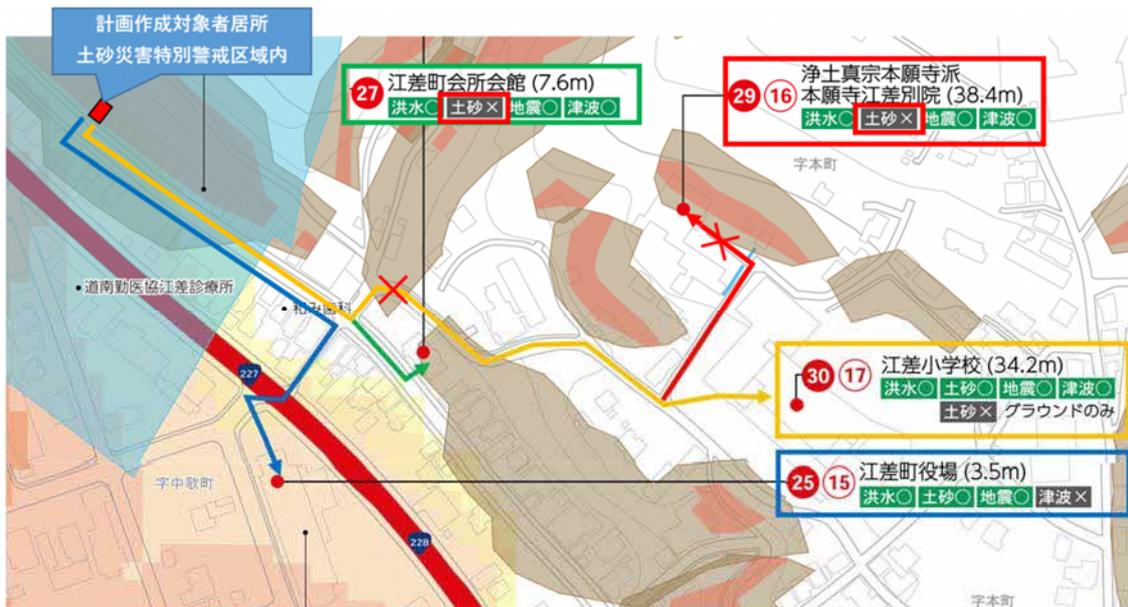
- ・居所の浸水想定が3m未満であること
- ・居所の建物が倒壊・崩落するおそれが高い区域（土砂災害警戒区域など）にないこと
- ・浸水しても水が引くまで対象者が自身の生活を維持することができ、水、食料、薬、介護・医療器具などの備えがあること

② 避難経路

避難先までの経路は、発生が想定される災害の警戒区域を通過しない順路を選択します

【避難先・避難経路の選択（例）】

- 対象者の居所は土砂災害特別警戒区域内
- 居所周辺の指定避難所・指定緊急避難場所は4箇所
→「江差町会所会館」は「土砂×」
→「江差小学校」は避難経路（黄色線）に土砂災害警戒区域がある
その先の「江差別院」も選択できない
→「江差町役場」は「土砂○」
土砂災害警戒区域から抜け出した後の避難経路（青線）に災害警戒区域はない



- 🏠 大雨等で土砂災害警戒情報が発表され、町が避難情報を出した場合、避難経路は「青線」で、避難先は「江差町役場」

4 計画書の記入例

個別避難計画様式 (記入例)

別記様式第2号 (第7条関係) 表面

整理番号:

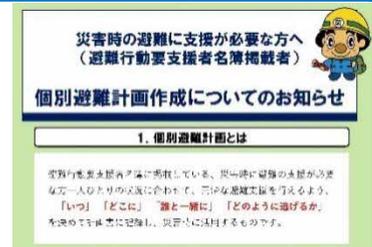
住所	〒043-0034 江差町字中歌町●番地●		電話	0139-52-6711
フリガナ	エサシ タロウ		携帯	090-XXXX-XXXX(同居の妻の携帯)
氏名	江差 太郎		FAX	なし
メールアドレス	XXXX@XX.ne.jp(同居の妻の携帯電話アドレス)			
生年月日	明・大 昭 平・令 11年 1月 1日	性別	男 女	
心身の情報	障害者手帳	□身体 () 級 □知的 (A・B) □精神 () 級		
	介護認定	要支援 ・ 要介護 1・2 3 4・5		
	指定難病	有 () ・ 無		
避難時に配慮しなくてはならない事項	あてはまる項目すべてに■ <input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない困難 <input type="checkbox"/> 音が聞こえない (聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 物が見えない (見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input checked="" type="checkbox"/> その他 (歩行器、車椅子使用)			
居住場所の災害ハザード情報	<input type="checkbox"/> 河川浸水想定区域 浸水深0.5m以上 <input type="checkbox"/> 河川浸水想定区域 浸水深0.5m以上 <input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害 (特別) 警戒区域 <input checked="" type="checkbox"/> 津波災害警戒区域			
避難先での生活支援方法	<input type="checkbox"/> 排泄、食事、着替え等において介助を要する <input type="checkbox"/> 周囲に配慮できない行動をとることがある <input type="checkbox"/> 聴覚等の障がいにより、情報収集等に困難を伴う <input checked="" type="checkbox"/> その他、避難生活時に不安なことがある (内容: 日中は椅子、就寝時はベッドが必要で、移乗に介助が必要)			
家族構成	□ ひとり暮らし <input checked="" type="checkbox"/> 同居人あり → 全員が65歳以上か (はい) いいえ			
	氏名	江差 花子 (続柄: 妻)	同行避難	<input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
	氏名	(続柄:)	同行避難	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
ペット	<input checked="" type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる → 種類 ()、数 匹 避難の可否 可・否			
緊急連絡先①	フリガナ	エサシ イチロウ		本人との関係 子(長男)
	氏名(団体名)	江差 一郎		
	住所	〒●●●-●●●● 札幌市●●●●		
連絡先	電話番号1: 090-▲▲▲-▲▲▲▲(携帯) 電話番号2: 011-123-4567(自宅) メールアドレス: ■■.■■■@■■.ne.jp その他: 011-234-5678(職場)			
緊急連絡先②	フリガナ	ヒヤマ リョウコ		本人との関係 子(長女)
	氏名(団体名)	橋山 良子		
	住所	〒●●●-●●●● 函館市●●●●		
連絡先	電話番号1: 0138-12-3456(自宅) 電話番号2: 090-▲▲▲-▲▲▲▲(携帯) メールアドレス: ■■-■■■@■■.ne.jp その他: なし			
避難支援者情報①	フリガナ	エサシ シゲオ		本人との関係 甥
	氏名(代表者及び団体名)	江差 繁男		
	住所	〒043-0033 江差町字豊川町●番地●●		
連絡先	電話番号1: 090-▲▲▲▲-▲▲▲▲(携帯) 電話番号2: 0139-12-3456(自宅) メールアドレス: ■■-■■■@■■.ne.jp その他: なし			
避難支援者情報②	フリガナ	ナカウタ ジロウ		本人との関係 中歌町内の知人
	氏名(代表者及び団体名)	中歌 次郎		
	住所	〒043-0034 江差町字中歌町●番地●		
連絡先	電話番号1: 090-▲▲▲▲-▲▲▲▲(携帯) 電話番号2: 0139-23-4567(自宅) メールアドレス: ■■-■■■@■■.ne.jp その他: なし			

5 計画作成手順

(1) 制度説明・同意確認

① 制度説明

- 「個別避難計画についてのお知らせ」及び本書P 1に記載の個別避難計画の説明文を用いて個別避難計画の制度について説明します
- 制度の説明に加え、町から依頼を受けて、対象者本人と家族等の意向のもと、福祉専門職が作成することを伝えます



② 同意確認

別記様式第1号(第4条関係)表面

1. 個別避難計画を作成・更新することに <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません	
2. 平常時から個別避難計画の情報を、避難を支援する関係者、指定居宅介護支援事業者や指定特定相談支援事業者などの関係者に提供することに <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません	
年 月 日	
(本人署名)	
氏名(本人)	
連絡先	住所
	電話番号
※ 本人が自筆できない場合や同意について判断が困難な場合は代理の方の署名をお願いします。	

- 要綱第4条・様式第1号を用いて計画作成の留意点(※)を説明したうえで、「計画作成すること」の同意と「計画書を避難支援関係者等に提供すること」への同意を取付け、様式に署名してもらいます

※作成した計画書は役場、避難支援者、場合によっては避難行動要支援者名簿を提供している町内会や自治会などの避難支援関係者等に共有する

※計画を作成すれば必ず支援される、命が助かるというものではなく、本人の身を守るためにどのように避難行動をとればよいかを確認するためのものであること(様式の裏面に「留意事項」として記載しています)

例) 震源地が近い地震発生後すぐに津波が到達するおそれがある場合、支援者は自身の安全確保を優先する

- ☞ 同意しない場合・・・終了
- ☞ 同意するか迷う場合・・・保留(後日、対象者もしくは家族等から連絡をもらう)

- 避難を支援する候補者を聞き取りします(家族、親族、近所の知人・友人など)

※避難支援者になり得る家族等がない場合、様式の裏面に、町内会・自治会に加入しているか記入する欄があるので、記入の際に町内会・自治会が避難支援者になることができないか聞き取りする

別記様式第1号(第4条関係)裏面

確認事項	
1. 加入されている町内会・自治会があればご記入をお願いします。	
町内会・自治会名	町内会 ・ 自治会

(2) 計画書の記入

① 基本情報の記入

個別避難計画様式 (記入例)		別記様式第2号 (第7条関係) 表面	
住所	〒043-0034 江差町字中歌町●番地●	電話	0139-52-6711
フリガナ	エサシ タロウ	携帯	090-xxxx-xxxx(同居の妻の携帯)
氏名	江差 太郎	FAX	なし
メールアドレス	xxx@xx.ne.jp(同居の妻の携帯電話アドレス)		
生年月日	明・大・昭 平・令 11年 1月 1日	性別	男・女
心身の情報	障害者手帳	□身体 () 級 □知的 (A・B) □精神 () 級	
	介護認定	要支援 ・ 要介護 1・2 (3) 4・5	
	指定難病	有 () ・ 無 ()	
避難時に配慮しなくてはならない事項	あてはまる項目すべてに■ <input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない困難 <input type="checkbox"/> 音が聞こえない (聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 物が見えない (見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input checked="" type="checkbox"/> その他 (歩行器、車椅子使用)		
居住場所の災害ハザード情報	<input type="checkbox"/> 河川浸水想定区域 浸水深0.5m以上 <input type="checkbox"/> 河川浸水想定区域 浸水深0.5m以上 <input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害 (特別) 警戒区域 <input checked="" type="checkbox"/> 津波災害警戒区域		
避難先での生活支援方法	<input type="checkbox"/> 排泄、食事、着替え等において介助を要する <input type="checkbox"/> 周囲に配慮できない行動をとることがある <input type="checkbox"/> 聴覚等の障がいにより、情報収集等に困難を伴う <input checked="" type="checkbox"/> その他、避難生活時に不安なことがある (内容: 日中は椅子、就寝時はベッドが必要で、移乗に介助が必要)		
家族構成	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input checked="" type="checkbox"/> 同居人あり → 全員が65歳以上か (はい) いいえ		
	氏名	江差 花子 (続柄: 妻)	同行避難 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
	氏名	(続柄:)	同行避難 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
ペット	<input checked="" type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる → 種類 ()、数 匹 避難の可否 可・否		
緊急連絡先①	フリガナ	エサシ イチロウ	
	氏名 (団体名)	江差 一郎	
	住所	〒●●●-●●●● 札幌市●●●●	
	連絡先	電話番号1: 090-▲▲▲-▲▲▲▲(携帯) 電話番号2: 011-123-4567 (自宅) メールアドレス: ■■■.■■■@■■■.ne.jp その他: 011-234-5678(職場)	
緊急連絡先②	フリガナ	ヒヤマ リョウコ	
	氏名 (団体名)	檜山 良子	
	住所	〒●●●-●●●● 函館市●●●●	
	連絡先	電話番号1: 0138-12-3456(自宅) 電話番号2: 090-▲▲▲-▲▲▲▲ (携帯) メールアドレス: ■■■-■■■@■■■.ne.jp その他: なし	

- 本人の連絡先が複数ある場合、すべての連絡先を記入します
- 「避難時に配慮しなくてはならない事項」について、様式の選択項目以外に記入が必要な事項は、様式に行を追加するなどしてもれなく記入します
- 「避難先での生活支援方法」についても上記同様、必要事項をもれなく記入します
- ペットの有無は避難先選択に重要な要素となるので必ず聞き取りしてください
- 緊急連絡先は本人と連絡が取れない場合や、生命に危険がある場合等に連絡する連絡先を記入します (家族、親族、知人・友人など)

② 避難支援者の記入

避難支援者情報①	フリガナ	エサシ シゲオ	本人との関係	甥
	氏名 (代表者及び団体名)	江差 繁男		
	住所	〒 043-0033 江差町字豊川町●番地●●		
連絡先	電話番号1： 090-▲▲▲▲-▲▲▲▲(携帯) 電話番号2： 0139-12-3456(自宅) メールアドレス： ■-■@■.ne.jp その他： なし			
避難支援者情報②	フリガナ	ナカウタ ジロウ	本人との関係	中歌町内会
	氏名 (代表者及び団体名)	中歌 次郎		
	住所	〒 043-0034 江差町字中歌町●番地●		
連絡先	電話番号1： 090-▲▲▲▲-▲▲▲▲(携帯) 電話番号2： 0139-23-4567(自宅) メールアドレス： ■-■@■.ne.jp その他： なし			

- 避難支援者は、次の候補の方から選びます
 - ①家族
 - ②親族
 - ③近所の知人・友人
 - ④担当福祉専門職
 - ⑤お住いの地域の方（自主防災組織、町内会・自治会の代表や防災担当など）
- 避難支援者の候補が3名以上いる場合は適宜記入欄を追加して記入してください

※避難支援者が決まらない場合でも計画の作成（記入）は進め、後日支援者を決定します

③ 支援方法の記入

別記様式第2号（第7条関係）裏面	
避難の支援方法	【介助の必要性】 <input type="checkbox"/> 介助不要 <input checked="" type="checkbox"/> 一部介助が必要 <input type="checkbox"/> 全介助が必要
	【避難手段】 <input type="checkbox"/> 徒歩・交通機関 <input checked="" type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> タクシー <input checked="" type="checkbox"/> その他(支援者の車)
	【具体的な支援方法】
	●洪水発生時は、_____ △避難する
	●土砂災害発生時は、 江差町役場 _____ △避難する ※避難時は支援者に車椅子を押しってもらう必要がある
●地震発生時は、_____ △避難する	
●津波発生時は、 江差小学校 _____ △避難する ※避難路が坂道のため、避難時は支援者の車での移動が必要	

- ①（P11）で記入した基本情報（対象者の居所の災害リスクや心身の困難度など）から避難時の移動手段、避難先を決めて記入します
- 避難先は「3 ハザードマップの見方と避難行動」（P4～P7）に記載の内容に従って決定します

※避難先について

 - ①福祉避難所に直行しなければならない心身の状態にある方以外は、基本的に対象者居所の最寄りの指定避難所を選びます
 - ②対象者が普段利用している福祉施設に想定される災害リスクがなく、避難することが可能な場合は、指定避難所に限らず、避難先として選ぶことができます
- 避難行動の具体的な支援の内容を記入します（※印部分）

④ 避難経路・避難先の図示・避難時の持ち物の記入

避難場所等情報 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など

【地図欄】

★土砂災害警戒情報発表
「高齢者等避難」情報が出されたら
→避難経路：青線
避難先：江差町役場
移動手段：徒歩（車椅子）
支援者に車椅子を押してもらおう

★津波警報発表
「高齢者等避難」情報が出されたら
→避難経路：黄色線
避難先：江差小学校
移動手段：支援者の車

【避難時の持ち物】
薬：精神安定剤(デパス)、睡眠薬(ハルシオン)
介護用おむつ

- ③で記入した支援方法を見える化するためにハザードマップを用いて対象者居所から避難先までの経路を図示します
- 何の避難情報（「高齢者等避難」＜「避難指示」＜「緊急安全確保」）が出たら避難を開始するか記入しますが、避難情報は順番に出されるとは限りません
対象者の避難行動開始のタイミングは「高齢者等避難」情報発令時に統一します
それ以上の避難情報が出た場合は即時避難行動を開始します

ハザードマップは町公式ホームページから、WEB版とPDF版をご覧になれます

URL：<https://www.hokkaido-esashi.jp/modules/lifeinfo/content0985.html>

QRコード



また、気象庁が発表する気象情報・町が出す避難情報に応じた「住民が取るべき行動」はハザードマップのP29でご確認いただけます

- 避難時、避難先への持ち物として特に必要なものを記入します

例) 服薬中の薬、介護・医療器具など

⑤ 対象者と避難支援者の同意署名・押印

<p>令和 6 年 4 月 1 日</p> <p>上記の情報について、記載内容に誤りがないことを確認すると共に、避難支援等関係者に提供することを同意・了承します。</p>			
要支援者		氏 名	江差 太郎 
支援者		氏 名	江差 繁男 
支援者		氏 名	中歌 次郎 
代理 記入 者	フリガナ	エサシ ハナコ	
	氏名	江差 花子	
	住所	〒043-0034 江差町字中歌町●番地●	
		本人との 関係	妻
		連絡先	090-xxxx-xxxx

- 対象者、避難支援者に、作成した計画書を避難支援等関係者に提供することの同意確認のため本人自署、押印してもらいます
- 対象者本人の記入が困難な場合は家族等が代理記入します

⑥ 備考欄・作成日・作成者の記入

<p>【備考】 緊急連絡先①について、日中は電話に出ることができないため、メールで連絡する。電話連絡可能な時間は18:00以降</p>			
作成日	令和 6 年 4 月 1 日	作成者	事業所名： ●●事業所 氏 名： 福祉 光子

- 備考欄には、特記事項を記入します
- 計画作成日と作成者欄は、計画を作成した福祉専門職が記入します

6 Q&A

(1) 計画作成の同意・避難支援者等について

Q 1-1 個別避難計画作成の目的や留意事項を説明したうえで、対象者本人が計画作成を拒否した場合は？

A→ 計画作成は災害対策基本法において本人の同意を要件としているため、拒否された場合は作成できません。同意確認書（様式第1号）の「同意しません」にチェックを入れ、本人署名のうえ町に提出してください。

Q 1-2 同意を得られない方は災害時発生時に不利益を被るのでしょうか？

A→ そのようなことはありませんが、災害発生時に円滑かつ迅速な避難支援を行うために、平時から避難支援体制の確立が非常に重要になりますので、可能な限り同意を得ることができるようにご協力をお願いします。

Q 1-3 対象者本人や避難支援者に、避難支援等関係者（自主防災組織や町内会・自治会など）への計画書提供の同意が得られない場合でも計画は作成しますか？

A→ 計画は作成します。災害対策基本法において災害発生時に特に必要がある場合、避難支援等の実施に必要な限度で、計画書の情報を提供することに同意は必要ないとされています。作成した計画書原本は町に提出し、災害発生時にのみ町が活用します。

Q 1-4 計画を作成する以上は、災害発生時には必ず助けてほしいと言われた場合は？

A→ 災害発生時は支援者、避難支援等関係者、福祉専門職、町も被災します。計画を作成することで必ず支援を保証するものではありません。また、計画作成の目的は家族等や地域などとの共助を高めることを目的としています。
以上のことを説明し、趣旨を理解いただけない場合は、同意確認書（様式第1号）の「同意しません」にチェックを入れ、本人署名のうえ町に提出してください。

Q 1-5 同意確認書への代理署名は知人や友人でも可能ですか？
また、同意能力が十分でない（認知症など）場合はどうすればよいのでしょうか？

A→ 代理署名は原則家族や親族にお願いしますが、対象者本人の意向を確認したうえで、知人や友人の方に記載していただいても構いません。
認知症などにより計画作成対象者が同意することが困難な場合は、災害時のリスクを考慮して、家族や親族など判断ができる方の意向を確認の上うえ、代理署名をお願いします。

Q 1-6 避難支援者にはどのような支援をお願いできますか？

A→ 避難支援者も被災者となるため自らの安全確保を優先したうえで、可能な範囲で、可能な支援をお願いします。

例として、台風や大雨などの予見可能な災害が迫っている状況では対象者に早い段階で危険を伝えることや、避難する時間に余裕がある場合は早めに同行避難をお願いします。

地震など急に発生する災害時には、近隣住民などに手助けを求めるなどの支援も考えられます。

支援者は、直接的な支援をするだけでなく、円滑かつ迅速な避難行動支援につながる可能性を高めるために出来ることをお願いします。

Q 1-7 家族や親族がいない方や、近所などの地域と付き合いがない方など、避難支援者を決めることができない場合は？

A→ 対象者の状態や配慮すべき事項を最も把握している家族や親族を最優先とし、次に友人・知人の方などを候補としますが、全く候補者がいない場合は町を通して地域で支援についての相談をできる方を探します。それでもなお支援者を決めることができない場合、支援者情報欄は空欄として計画を作成します。

計画作成後に、引き続き、対象者本人や担当福祉専門職、町で支援者候補の検討を行います。

(2) 計画の作成・更新等について

Q 2-1 計画書は用紙とデータ、どちらで提出でしょうか？

A→ 紙ベースで原本を提出してください。町で内容を確認した後、写しを必要部数提供します。

Q 2-2 計画書様式の「避難場所等情報」の「地図欄」について、手書きでもいいのでしょうか？

A→ 手書きで構いません。

Q 2-3 事前に調べた内容を計画書に記入したうえで訪問してもいいのでしょうか？

A→ 事前準備することでスムーズに作成できます。事前記入したことを一つ一つ、家族なども加えて相互確認することにより新たな気づきが期待でき、その内容を追記します。

Q 2-4 計画書様式に記入欄のある事項以外にも、必要な情報を追記してもいいのでしょうか？

A→ 計画書様式には法定記載項目のほか、支援に必要な情報の記入欄を設けていますが、避難行動や避難生活に特に記入が必要な事項は追記してください。「備考欄」を設けていますが、別紙（自由書式）で作成いただいても構いません。

Q 2-5 計画の「更新」として認められるのはどのような内容ですか？

A→ 対象者の避難時に配慮しなければならない事項や避難場所・避難経路など、重要な変更がある場合が更新の対象となり、報酬支払も発生します。
単に氏名の記入間違いや、利用サービスの変更などは含みません。

Q 2-6 要介護度の更新などで認定が下がり、作成対象外になった場合は更新しなくていいのでしょうか？

A→ 避難行動要支援者名簿の対象外となる心身の状態等の変更があった場合は更新不要です。

なお、区分変更などで要介護度などが上がり、配慮しなければならない事項等に変更がある場合は「Q 2-5」のとおりです。

Q 2-7 計画の見直しは1年に1回程度とのことですが、対象者の心身の状態等に変化がない場合でも更新が必要ですか？

A→ 作成した計画と対象者の実態に乖離がないかの確認のため、概ね1年に1回程度の点検をお願いし、必要に応じて更新が必要と考えていますが、毎年の更新を強制するものではありません。明らかに対象者の心身の状態等に変化がない場合、介護認定の更新時に伴うケアプランの見直しなどと併せての更新で構いません。

Q 2-8 計画を作成後に対象者が施設入所や長期入院となった場合の対応を教えてください。

A→ 計画は災害時に対象者の居所から円滑かつ迅速な避難の支援をすることを目的としています。施設入所や長期入院の場合は当該施設の避難方法によりますので、計画の更新等は不要です。ただし、退所、退院し自宅に戻ることを考慮し、計画書は破棄せずに保管してください。

Q 2-9 計画を作成後に対象者が転居した場合の対応を教えてください。

A→ 町外に転居された場合、計画は更新せず、町が回収します。
町内で転居した場合は居所の災害リスク、避難先、避難経路、場合によっては支援者が変わりますので計画を更新して町に提出し、報酬を請求します。

Q 2-10 提供された対象者一覧表には記載がありませんが、避難行動要支援者名簿に記載されている方を担当しています。その方の計画を作成してもよろしいでしょうか？
また、報酬は請求できるのでしょうか？

A→ 対象者一覧表は優先順位判定基準に合致した方を記載しています。これらの方の計画を作成した後に、一覧表には記載がないものの計画を作成すべき対象者（居所に災害リスクがない方など）を担当している場合は計画作成をお願いし、報酬をお支払いします。

(3) 避難先について

Q 3-1 指定避難所で対象者が利用できる要配慮者用の備蓄品を教えてください。

A→ 電動トイレや段ボールベッドのほか、折り畳みベッド、介護用おむつ、高齢者用のおかゆなどを備蓄していますが、備蓄数量は3日分程度で、災害の規模によっては不足することが想定されます。避難の際には可能な限り必要物品の持参をお願いします。

Q 3-2 指定避難所の介護や医療体制を教えてください。

A→ 指定避難所は被災した不特定多数の方が共同で生活することを想定しています。避難所内には要配慮者の専用スペースを設け、保健師を配置することを計画していますが、基本的には地域で協力して運営されるため、介護や医療の専門的な知識などを持つ方が必ずいるとは限りません。

そのため、対象者が安心して避難生活ができるように対象者のことをよく理解している家族や介助者などが同行避難する計画作成をお願いします。

Q 3-1 指定避難所では十分な支援を受けることができない場合、避難先はどのように決めますか？

A→ 対象者が必要な支援を受けることができる設備等を備える施設を検討しますので、町にご相談ください。福祉避難所や対象者が普段利用している施設が候補となりますが、災害リスクのない安全な家族・親族や友人宅などがあれば、そちらへの避難を検討してください。

(4) 計画の保管・活用について

Q 4-1 計画書の保管に決まりなどはありますか？

- A→ 期間はその計画が有効な限り保管してください。また、個人情報の取扱いに十分注意し、紛失等しないための措置をお願いします。
町外転居や施設入所などで福祉専門職・事業所と将来にわたって全く関わりがなくなった場合は町が回収します。

Q 4-2 計画作成後は避難の支援のほか、どのような活用が考えられますか？

- A→ 計画を基に具体的に何か取り組みをすることを強制するものではありませんが、計画のとおり避難行動をとれるかなどの確認を行い、より実効性のある計画に修正することなどが考えられます。

7 資料

(1) 「個別避難計画作成についてのお知らせ」

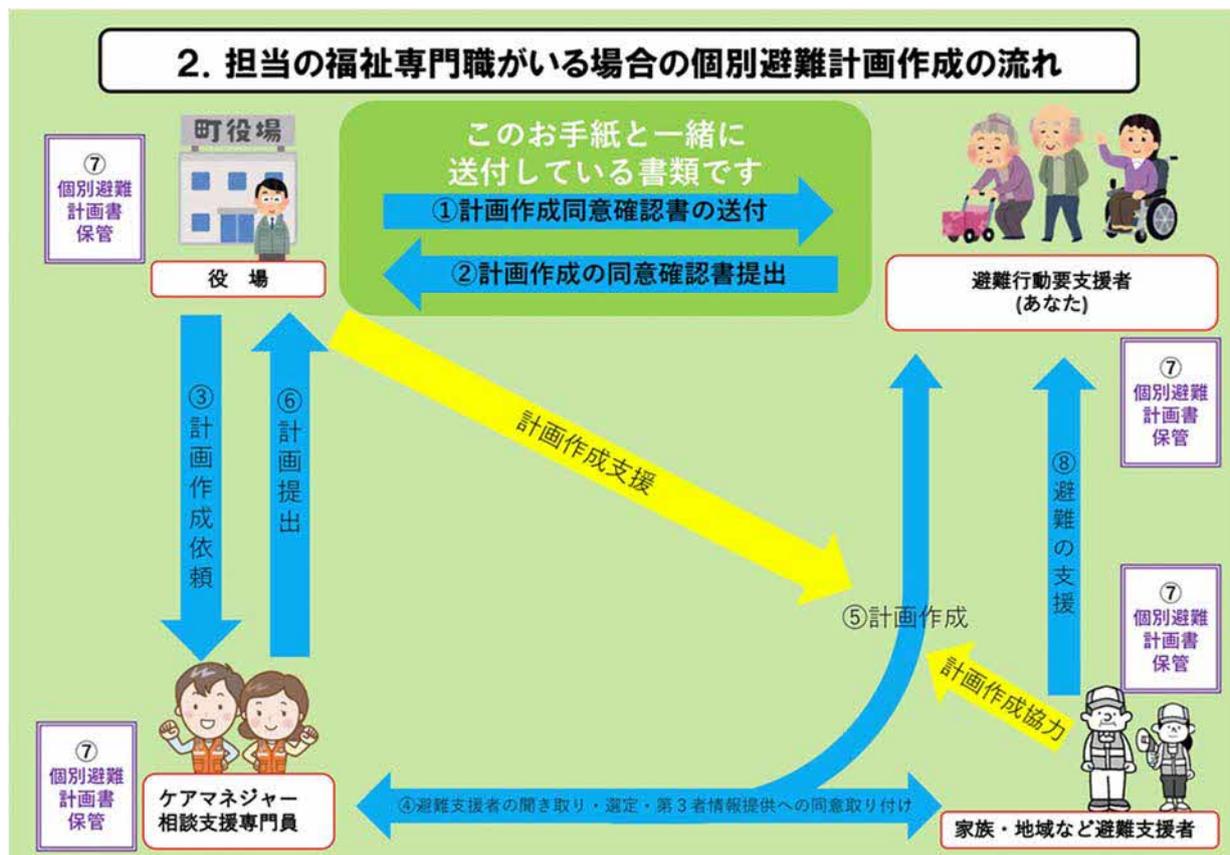


災害時の避難に支援が必要な方へ (避難行動要支援者名簿掲載者)

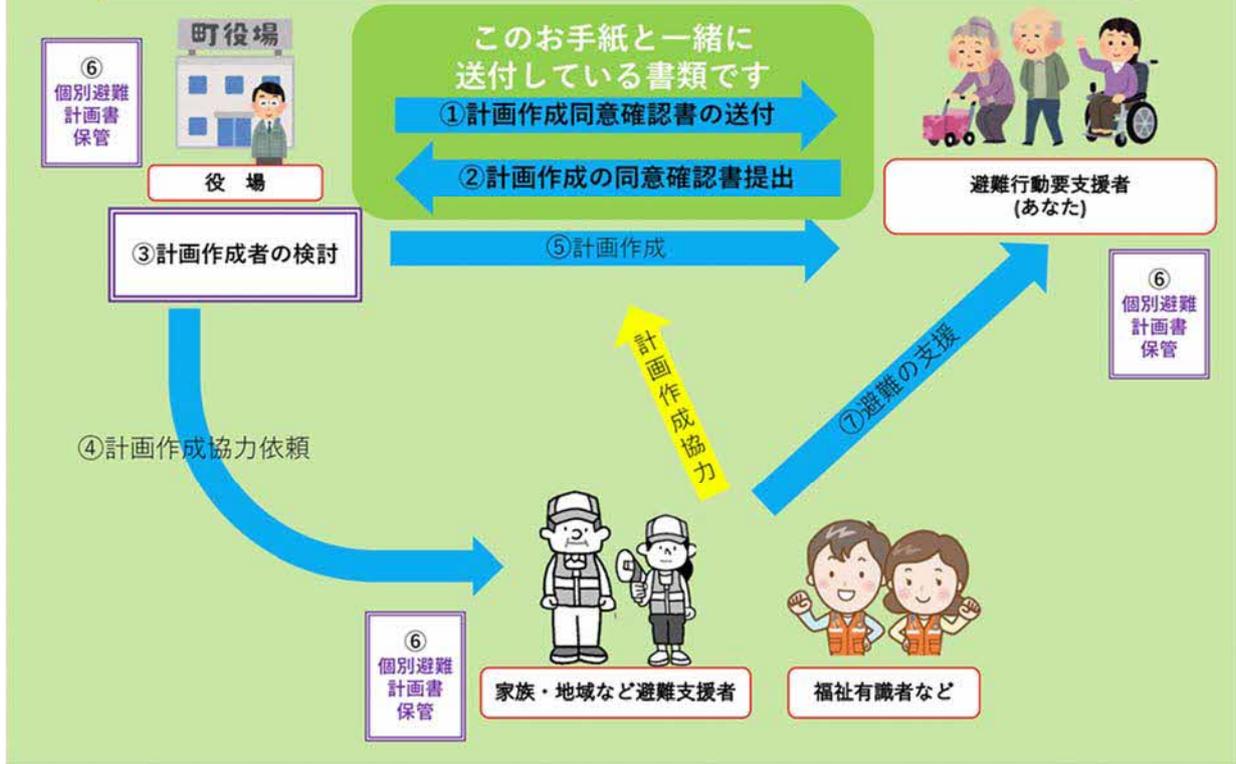
個別避難計画作成についてのお知らせ

1. 個別避難計画とは

避難行動要支援者名簿に掲載している、災害時に避難の支援が必要な方一人ひとりの状況に合わせて、円滑な避難支援を行えるよう、「いつ」「どこに」「誰と一緒に」「どのように逃げるか」を決めて計画書に記録し、災害時に活用するものです。



3. 担当の福祉専門職がない場合の計画作成の流れ



4. このお手紙が届いた方へ

このお手紙が届いた方は、ご自宅が川の洪水で50cm以上の浸水の危険があったり、土砂災害の危険、津波災害を警戒しなければならない場所にあるため、最優先で個別避難計画の作成が必要な方々となります。

個別避難計画の作成には、あなたの同意が必要です。

災害発生時の対応のため、ぜひ計画作成にご同意いただき、このお手紙と一緒に送っている「同意確認書」をご返送ください。

ご同意の場合

ケアマネジャーなど担当の福祉専門職がおられる方は、役場がご担当の方と連絡を取って、計画作成の詳しい内容をお伝えします。

担当の福祉専門職がおられない場合は、役場の担当者が役場が選んだ計画を作成する方から詳しい内容をお伝えします。

また、ご家族などと相談してご自分で計画を作成していただくことも出来ます。

お問い合わせ先: 役場総務課防災生活係 ☎52-6711

(2) 「江差町個別避難計画作成推進事業実施要綱」

江差町個別避難計画作成推進事業実施要綱

令和6年1月29日

告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の14に規定する個別避難計画作成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 避難行動要支援者

本町の区域内に居住する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者として、江差町要支援者登録制度実施要綱（平成24年告示第47号）第4条に定める者のうち、江差町避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者をいう。

(2) 避難支援等

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。

(3) 避難支援者

個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。

(4) 個別避難計画

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画をいう。

(推進体制)

第3条 町は、個別避難計画作成に係る総務課防災生活係、健康推進課健康推進係、高齢あんしん課高齢者支援係、高齢あんしん課地域包括支援係、町民福祉課福祉子育て係に個別避難計画作成推進担当者（以下「推進担当者」という。）をおくものとする。

推進担当者は総務課長が指名するものとする。

2 健康推進課健康推進係の推進担当者は保健師とする。

3 町は、推進担当者で構成する個別避難計画作成推進担当者会議を設置し、各推進担当者の分掌事務は次のとおりとする。

総務課防災生活係

- (1) 会議の統括
- (2) 事業全体の進捗管理
- (3) 個別避難計画作成に係る防災上の助言・指導
- (4) 個別避難計画作成に係る自主防災組織、町内会長・自治会長との調整

健康推進課健康推進係（保健師）

- (1) 避難行動要支援者の医療分野における心身の状況等の把握
- (2) 個別避難計画作成に係る医療上の助言・指導

高齢あんしん課高齢者支援係

- (1) 避難行動要支援者の介護分野における心身の状況等の把握
- (2) 個別避難計画作成の進捗管理（介護分野）
- (3) 個別避難計画の保管及び管理（介護分野）

高齢あんしん課地域包括支援係

- (1) 避難行動要支援者の介護分野における心身の状況等の把握
- (2) 個別避難計画作成に係る指定居宅介護支援事業者及び介護支援専門員との調整

町民福祉課福祉子育て係

- (1) 避難行動要支援者の障害分野における心身の状況等の把握
- (2) 個別避難計画作成の進捗管理（障害分野）
- (3) 個別避難計画の保管及び管理（障害分野）
- (4) 個別避難計画作成に係る指定特定相談支援事業者及び相談支援専門員との調整
- (5) 個別避難計画作成に係る民生委員・児童委員との調整

4 町は、個別避難計画作成に係る次の各号に掲げる協力団体・協力者の支援を受け、個別避難計画作成を推進するものとする。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 町内会長又は自治会長
- (3) 自主防災組織
- (4) 江差町社会福祉協議会
- (5) 指定居宅介護支援事業者
- (6) 指定特定相談支援事業者

(対象者)

第4条 事業の対象者は、避難行動要支援者のうち、個別避難計画を作成することについて、同意確認書（別記様式第1号）により同意を得た者とする。

(作成の優先順位)

第5条 個別避難計画の作成は、対象者のうち、次に掲げる区域に居住している者であつて、別表1に定めるところにより優先順位を付けて作成するものとする。

- (1) 洪水浸水想定区域のうち、想定浸水深0.5メートル以上の区域
- (2) 土砂災害（特別）警戒区域
- (3) 津波浸水想定区域

2 前項第1号に該当する対象者以外の洪水浸水想定区域に居住する対象者の個別避難計画の作成は、前項第1号から第3号に該当する対象者の個別避難計画作成の進捗状況を踏まえて着手するものとする。

3 前2項に該当しない対象者の個別避難計画の作成は、前2項に該当する対象者の個別避難計画作成の進捗状況を踏まえて着手するものとする。

4 対象者のうち、社会福祉施設等に入居している者、病院に長期入院している者等については、個別避難計画を作成しないものとする。

(対象者以外の避難行動要支援者)

第6条 町長は、対象者以外の避難行動要支援者について、当該本人、その家族等に対して個別避難計画の作成の趣旨を周知し、作成を勧奨するものとする。

(個別避難計画の様式)

第7条 個別避難計画様式（別記様式第2号）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 避難行動要支援者の状態
- (8) 避難時の配慮に関する情報
- (9) 緊急連絡先

- (10) 避難支援者の情報（氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先）
 - (11) 避難場所及び避難経路の情報
 - (12) その他必要な事項
- （個別避難計画の作成方法）

第8条 個別避難計画は、町が作成するほか、町長は、次のいずれかに該当する者（以下「作成依頼先事業者等」という。）に依頼することができるものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- (3) その他町長が適切に個別避難計画を作成することができることを認める者

2 町長は、対象者に当該対象者を担当している介護支援専門員、相談支援専門員（以下「福祉専門職」という。）がいるときは、当該福祉専門職が所属する前項第1号及び第2号に定める事業者が個別避難計画の作成を個別避難計画作成依頼書（別記様式第3号）により依頼するものとする。

（個別避難計画の更新）

第9条 町長は、おおむね1年に1回、対象者若しくはその家族等又は福祉専門職に個別避難計画に記載された事項に変更がないかどうか点検するよう求めるものとする。

2 町長は、個別避難計画に記載した事項に変更が生じたことを確認したときは、速やかに当該個別避難計画を更新するものとする。

3 町長は、前条第2項の依頼に応じて作成した個別避難計画に記載した事項に変更が生じたことを確認したときは、当該個別避難計画を作成した福祉専門職に当該個別避難計画の更新を依頼するものとする。

（作成にかかる報酬）

第10条 町長は、第8条第2項及び第9条第3項の依頼に応じて福祉専門職が個別避難計画を作成若しくは更新した場合において、当該個別避難計画の内容が適正であると認めるときは、別表2に定めるところにより報酬を支払うものとする。

2 前項の報酬の支払いは、個別避難計画を作成若しくは更新した福祉専門職が所属する第8条第1項第1号及び第2号に定める事業者が、作成若しくは更新した個別避難計画及び個別避難計画作成報酬請求書（別記様式第4号）を町長に提出することにより請求するものとし、町長はこれを確認のうえ、遅滞なく当該事業者を支払うものとする。

(秘密の保持等)

第11条 作成依頼先事業者等及び個別避難計画の提供を受けた者は、事業実施により知り得た秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。その役割を退いた後も同様とする。

2 作成依頼先事業者等は、個別避難計画の記載事項をこの事業の目的以外に使用してはならない。

3 町長は、作成依頼先事業者等がこの要綱に違反したときは、提供を受けた個別避難計画を直ちに返却するよう求めることができる。

(災害発生時の個別避難計画の提供)

第12条 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難所が開設されたときは、住民の共助による避難行動要支援者の避難支援等に活用できるよう、法第49条の15第3項の規定に基づき、必要と認められる者に個別避難計画を提供することができる。

2 町長は、前項の規定により個別避難計画を提供するときは、提供した個別避難計画を紛失しないこと、避難行動要支援者の安否の確認や避難の支援の活動が完了したときは個別避難計画を返却すること、安否の確認等の活動により知り得た個人情報を他に漏らさないこと等の避難行動要支援者の個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

3 町長は、第1項による個別避難計画を活用した避難行動要支援者の安否の確認や避難の支援の活動が完了したときは、個別避難計画を提供した者に活動結果の報告を求めるとともに、個別避難計画を回収するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が都度定める。

附 則

この告示は、令和6年2月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

個別避難計画作成の優先順位判定基準			
優先 順位	心身の困難度等	考慮事項	計画作成区分
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定 4 以上 ・ 身体障害者手帳 1 級保有者 ・ 身体障害者手帳 2 級保有者 (視覚・体幹・下肢) ・ 精神保健福祉手帳 1 級保有者 ・ 療育手帳 A 判定保有者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自力歩行で避難所に行けない ・ 視覚/聴覚障害の有無 ・ 各心身の困難度の重複 	福祉専門職
B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定 3 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自力歩行で避難所に行けない ・ 視覚/聴覚障害の有無 	介護支援 専門員
C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通報機器設置者 ・ 名簿登載希望者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自力歩行で避難所に行けない ・ 視覚/聴覚障害の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人 ・ 家族 ・ 町内会 自治会

別表 2 (第 10 条関係)

業務の内容	報酬額
第 8 条第 2 項の規定による個別避難計画の作成	1 件につき 7, 000 円
第 9 条第 3 項の規定による個別避難計画の更新	1 件につき 3, 500 円

別記様式第1号（第4条関係）表面

別記様式第1号（第4条関係）表面

同意確認書

江差町長 宛

◆ 個別避難計画とは、避難行動要支援者名簿に掲載された方が災害発生時に円滑に避難行動ができるよう、避難を支援する方や避難経路などをあらかじめ決めておく個人の計画です。

◆ この計画作成にあたっては、避難を支援する候補者、計画を作成する指定居宅介護支援事業者や指定特定相談支援事業者などの関係者に、必要な限度であなたの個人情報を共有します。

◆ 作成した計画は

① 平常時は避難を支援する関係者に提供します。

② 災害発生時、又は発生するおそれがある場合は避難の支援実施に必要な限度で避難を支援する関係者やその他必要と認められる方に提供することがあります。

※ ただし、①の場合はあなたと避難を支援する方の同意がなければ提供されません。

以上のことを承知し、

1. 個別避難計画を作成・更新することに

- 同意します
- 同意しません

2. 平常時から個別避難計画の情報を、避難を支援する関係者、指定居宅介護支援事業者や指定特定相談支援事業者などの関係者に提供することに

- 同意します
- 同意しません

年 月 日

(本人署名)

氏名 (本人)		
連絡先	住 所	
	電話番号	

※ 本人が自筆できない場合や同意について判断が困難な場合は代理の方の署名をお願いします。

(代理署名)

代理人氏名	本人との続柄 ()	
代理人 連絡先	住 所	
	電話番号	

(裏面もあります。必ずご記入、ご確認ください。)

別記様式第1号（第4条関係）裏面

別記様式第1号（第4条関係）裏面

確認事項

1. 加入されている町内会・自治会があればご記入をお願いします。

町内会・自治会名	町内会 ・ 自治会
----------	-----------

2. 担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員がいらっしゃる場合、ご記入をお願いします。

担当の 介護支援専門員（ケアマネジャー） 相談支援専門員	担当者名	
	事業所名	

留意事項

個別避難計画の作成や情報提供に同意することにより、災害発生時、又は発生するおそれがある場合に避難の支援を受ける可能性が高まりますが、避難を支援する方自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。

また、避難を支援する方などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

[お問い合わせ先]

江差町役場 総務課防災生活係

TEL0139-52-6711

別記様式第2号（第7条関係）表面

個別避難計画様式

別記様式第2号（第7条関係）表面
整理番号：

住所	〒	電話	
	江差町	携帯	
フリガナ		FAX	
氏名		その他	
メールアドレス			
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	性別	男・女
心身の情報	障害者手帳	□身体（ ）級 □知的（A・B） □精神（ ）級	
	介護認定	要支援 ・ 要介護 1・2・3・4・5	
	指定難病	有（ ） ・ 無	
避難時に配慮しなくてはならない事項	あてはまる項目すべてに■ <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない（聞き取りにくい） <input type="checkbox"/> 物が見えない（見えにくい） <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> その他（ ）		
居住場所の災害ハザード情報	<input type="checkbox"/> 河川浸水想定区域 浸水深0.5m以上 <input type="checkbox"/> 河川浸水想定区域 浸水深0.5m以上 <input type="checkbox"/> 土砂災害（特別）警戒区域 <input type="checkbox"/> 津波災害警戒区域		
避難先での生活支援方法	<input type="checkbox"/> 排泄、食事、着替え等において介助を要する <input type="checkbox"/> 周囲に配慮できない行動をとることがある <input type="checkbox"/> 聴覚等の障がいにより、情報収集等に困難を伴う <input type="checkbox"/> その他、避難生活時に不安なことがある（内容： ） <input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 同居人あり → 全員が65歳以上か はい・いいえ		
家族構成	氏名（続柄： ）	同行避難	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
	氏名（続柄： ）	同行避難	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
	氏名（続柄： ）	同行避難	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
ペット	<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる → 種類（ ）、数 匹 避難の可否 可・否		
緊急連絡先①	フリガナ	本人との関係	
	氏名（団体名）		
	住所		
連絡先	電話番号1： 電話番号2： メールアドレス： その他：		
緊急連絡先②	フリガナ	本人との関係	
	氏名（団体名）		
	住所		
連絡先	電話番号1： 電話番号2： メールアドレス： その他：		
避難支援者情報①	フリガナ	本人との関係	
	氏名（代表者及び団体名）		
	住所		
連絡先	電話番号1： 電話番号2： メールアドレス： その他：		
避難支援者情報②	フリガナ	本人との関係	
	氏名（代表者及び団体名）		
	住所		
連絡先	電話番号1： 電話番号2： メールアドレス： その他：		

別記様式第2号（第7条関係）裏面

個別避難計画様式

別記様式第2号（第7条関係）裏面

避難の支援方法	【介助の必要性】 <input type="checkbox"/> 介助不要 <input type="checkbox"/> 一部介助が必要 <input type="checkbox"/> 全介助が必要
	【避難手段】 <input type="checkbox"/> 徒歩・交通機関 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> その他
	【具体的な支援方法】
	●洪水発生時は、_____ △避難する
	●土砂災害発生時は、_____ △避難する
	●地震発生時は、_____ △避難する
	●津波発生時は、_____ △避難する
避難場所等情報 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など	
【地図欄】	
【避難時の持物】	

年 月 日			
上記の情報について、記載内容に誤りがないことを確認すると共に、避難支援等関係者に提供することを同意・了承します。			
要支援者 氏 名 _____ 印			
支援者 氏 名 _____ 印			
代理 記入 者	フリガナ		本人との 関係
	氏名		
	住所	〒	連絡先
備考			
日 作 成	年 月 日	者 作 成	事業所名： 氏 名：

個別避難計画作成依頼書

年 月 日

指定居宅介護支援事業所・指定特定相談支援事業者
管理者様

江差町長

江差町個別避難計画作成推進事業実施要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり個別避難計画の作成を依頼します。

記

1. 対象者

住 所 _____
氏 名 _____
心身の状態 _____
担当福祉専門職 _____

2. 対象者居所の災害リスク（該当に○）

洪水浸水想定区域（浸水深0.5m以上）
土砂災害（特別）警戒区域
津波災害警戒区域

3. 対象者居所の最寄りの指定緊急避難所及び指定避難所

指定緊急場所 _____
指定避難所 _____

4. 計画書

要綱第7条に定める別記様式第2号により作成、提出してください。

5. 計画書提出期限

年 月 日

6. 個人情報取扱

要綱第11条の規定を遵守するとともに別記個人情報取扱特記事項のとおり取り扱います。

[お問い合わせ先]

江差町役場 総務課防災生活係

TEL0139-52-6711

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

- 1 個別避難計画作成の依頼を受けた者（以下「請負人」という。）は個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、依頼による事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

- 2 請負人は、この依頼による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。依頼による事務の役割を退いた後においても同様とする。

（取得の制限）

- 3 請負人は、この依頼による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

（適正管理）

- 4 請負人は、この依頼による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（廃棄）

- 5 請負人は、この依頼による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

- 6 請負人は、この依頼による事務に関して知り得た個人情報を、江差町個別避難計画作成推進事業の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

- 7 請負人は、この依頼による事務を行うため町長から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

- 8 請負人は、この依頼による個人情報を取扱う事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

（従事者への周知）

- 9 請負人は、この依頼による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

（調査）

- 10 町長は、請負人がこの依頼による事務を行うにあたり、取扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（指示及び報告）

- 11 町長は、請負人がこの依頼による事務に関して取扱う個人情報の適切な管理を確保するため、請負人に対し、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故報告）

- 12 請負人は、要綱に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのある場合は、直ちに町長に報告し、町長の指示に従うものとする。

個別避難計画作成報酬請求書

年 月 日

(宛先) 江差町長

江差町個別避難計画作成推進事業実施要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり作成した個別避難計画を提出するとともに、当該計画作成に係る報酬を請求します。

記

1. 請求者

事業所（法人）名	
事業所番号	
事業所（法人）の所在地	
管理者（代表者）名	
連絡先	

2. 個別避難計画を作成した避難行動要支援者

No.	氏 名	住 所	作成者名	区 分 (いずれかに○)
1				新規作成・更新
2				新規作成・更新
3				新規作成・更新
4				新規作成・更新

3. 請求額

報酬請求額	円
-------	---

4. 請求内訳

区 分	件 数	請求額
新規作成 7,000 円	件	円
更 新 3,500 円	件	円

5. 振込先金融機関

金融機関名	銀行・金庫		支店
口座種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口 座 名			



【本手引に関するお問い合わせ先】

江差町総務課防災生活係

TEL 0139-52-6711

FAX 0139-52-0234